

## 主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B事業場（以下「事業場」という。）に配属となり、営業職として就労していた。

請求人によれば、被災者は、売上げに対する追求とプレッシャー、上司からの執拗なパワーハラスメントなどが過剰なストレスとなり、平成〇年〇月頃から早朝覚醒、不安感、吐き気、食欲低下等の症状が悪化していったという。

被災者は、同年〇月〇日、C心療内科に受診し「うつ病」と診断され、その後、Dクリニック、Eクリニックほか、複数の医療機関で療養を継続した。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において、死亡しているところを発見された。死体検案書によると、死亡したとき「平成〇年〇月〇日午後〇時頃」、直接死因「窒息」、直接死因の原因「縊頸」、直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「双極性うつ病」、死因の種類「自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、被災者は、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していた旨述べている（乙23）。

当審査会としても、被災者の症状の経過及び各医師の所見等を踏まえると、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人らは、被災者は、担当する降圧剤の責任者として会社から過度の売上げノルマ（販売計画）を課せられ、ノルマ達成のための恒常的な時間外労働、上司からの執拗な追及等により本件疾病を発病した旨主張している。

(イ) 被災者に課せられた販売計画についてみると、同計画は、半期（6か月）単位で、本社が各人ごとに各月の販売目標額（以下「目標額」という。）を設定した計画案を示し、事業場内での調整を経て、最終的に上司との面談により決定されることとなっているところ、被災者は、平成〇年〇月〇日に上司との面談を行い、同年上半期の販売計画が確定したことが認められる。

同計画によれば、同年〇月の降圧剤単品の目標額が〇円余りであるところ、同年〇月には〇円余りと2倍以上に引き上がり、同月以降も〇円台とほぼ同程度の水準で設定されている。この点、Fは、同年〇月に薬価改定があり、同年〇月は医療機関が買い控えを行うために目標額を抑え、その分を同年〇月に上乘せをしている旨述べているが、上記のとおり、目標額は同年〇月以降も〇円台と同水準で継続しており、翻って、同年〇月は〇円、同年〇月は〇円余りに設定されていることからすると、同年〇月単月の引上げではなく、同月以降全期間で、同年〇月以前と比べて相当額の引上げがなされたことが認められる。

この同年〇月以降の目標額は、被災者のこれまでの販売実績をみれば、達成することが全く不可能と言える目標額ではないとも考えられるが、被災者の同年〇月及び〇月の達成率がいずれの月も80%に満たないものであることに鑑みると、被災者にとって相当程度以上に困難が伴うものであったと考えられる。

さらに、会社の制度に鑑みると、目標額の達成率は、個人業績の評価や

賞与に大きく影響するものと認められるところ、平成〇年〇月〇日付け会社提出の資料によれば、被災者についても、目標額の達成率等の個人業績が人事評価のベースとなり、賞与及びキャリア給の支給額に大きく反映していることが認められる。

(ウ) そうすると、請求人が主張する被災者の目標額の設定は、認定基準別表1の具体的出来事の類型「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）にあてはめ、「達成は容易ではないものの、客観的にみて、努力すれば達成も可能であるノルマが課され、この達成に向けた業務を行った」とみるのが相当であり、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(エ) 被災者の就労状況をみると、審査官は、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における労働時間について決定書理由に説示しているところ、当審査会において改めて一件記録を精査するも、審査官の認定は妥当なものと判断する。これによれば、特に、被災者が上司と面談を行った日以降、被災者には1か月100時間を超える時間外労働が認められ、最大で平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間において103時間55分の時間外労働が確認できる。被災者は、その後も、継続して時間外労働を余儀なくされており、本件疾病発病前1か月及び3か月においても80時間以上の時間外労働が認められる。

(オ) また、被災者の就労状況に関し、請求人らは、上司からの目標達成に向けた執拗な追及等があった旨主張しているところ、被災者は生前、G氏宛ての書面において、上司のHから電話口で厳しく実績追求された旨記述しており、また、Iは、要旨、「HはBに来る前にも部下をメンタルにして病休させた。どこで怒り出すか分からず言葉遣いも悪い。Jの話では、被災者とJと一緒に休暇を取った際、Hは被災者に対して複数回電話を架けてきて、繋がると『今、どこに居るんだ。俺は聞いていない。数字が悪いのにおいご身分だ。』等といった発言をした。」と述べており、さらに、Kは、Hは「死ね。」といった人の生命を否定する言葉まで部下に使って、叱責を繰り返す旨述べている。被災者への電話口での発言の内容及びHの部下に対する指導態度等に鑑みると、この時期においても、Hからの執拗な追及等があったと推認されるところであり、更に担当エリアが広範であ

ることからビジネスホテルでの宿泊を余儀なくされている等被災者の就労環境の特殊性をも併せ勘案すると、上司との面談以降、発病に至るまでの被災者の就労状況は過重であり、困難を極めたものであったと考えられる。

なお、上記販売計画における被災者の営業実績は、累計でも100%に達することはできず、達成率8割を下回る月は半分に及んでいる。また、被災者が責任者として担当した降圧剤の事業場担当エリアの販売達成率は、B営業所5エリア中最下位、全国では448エリア中336位であった。

(カ) 以上を総合すると、被災者には、認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課せられた」に該当する出来事が認められ、その心理的負荷の総合評価は「中」であり、その後月に100時間を超える恒常的な時間外労働を行ったことが認められる。更に発病に至るまでの間においても、上司から人格を非難するがごとき厳しい叱責等を受けたと推認されるなど被災者の就労状況は極めて困難であったものと認められることから、被災者の業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至るものと判断される。

(4) 以上のことから、当審査会は、請求人らのその余の主張を検討するまでもなく、被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷の全体評価は「強」とであると判断する。

(5) 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

3 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病の発病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められ、被災者の自殺は、本件疾病によって正常の認識、行為選択能力、あるいは自殺を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたことによるものと推定されるところであり、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。